

検査済証の交付を受ける必要のない昇降機の法第 12 条第 3 項の規定による定期報告の時期について

昇降機（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物等を除く）については法第 12 条第 3 項に基づき、毎年 1 回資格者に検査させ、特定行政庁に報告することを義務付けています。その報告時期は以下のとおりとなります。

昇降機の種別	報告時期
検査済証の交付を受けた昇降機	毎年 1 回、検査済証の交付を受けた月から 1 年を超えない時期
検査済証の交付を受けていない昇降機	毎年 1 回、当該昇降機の工事が完了した月から 1 年を超えない時期